

住宅対象侵入犯罪被害防止

●青森県内は令和6年中、令和5年より「侵入窃盗」の認知件数が減少しましたが、そのうち、「住宅対象」の侵入窃盗の被害が

16件増加

しました。

そのうち、約7割の方が鍵を掛けていない状態で被害に遭っています。

**「鍵掛け」を習慣に
しましょう！**

犯罪の被害にあわない 犯罪者にならない

○大使館や公安省を名乗る電話に注意

個人情報聞き出したり、お金を要求される可能性があります。

あやしい電話は一度切って家族や友人に相談しましょう。



広報なかさと

発行所
中里駐在所
Tel 57-2100

駐在所が不在の際
五所川原警察署へ
Tel 35-2141

横断歩道は歩行者優先

昨年8月にJAFが実施した「信号機のない横断歩道における実態調査」によると、青森県内の信号機のない横断歩道における車両の一時停止率は、59.9%（前年比+12.5%）でした。全国平均を上回ったものの、いまだ4割の車両が停止していない状況です。

車両の運転者は、「横断歩道は歩行者優先」の意識を持ち、歩行者は、手を上げるなど運転者に合図をして安全に横断しましょう。

ルールを守って自転車事故を防止しよう

自転車の罰則強化

- **運転中のながらスマホ**
スマートフォン等を手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が禁止され、罰則の対象となりました。
違反者は、**6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金**
交通の危険を生じさせた場合、**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**
- **酒気帯び運転及び幫助**
自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して罰則が整備されました。
違反者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**
自転車の提供者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**
酒類の提供者・同乗者は、**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**



中里駐在所管内、令和7年4月の事故発生件数は
物件事故 4件
人身事故 0件

でした。

